

プロポーザルの実施に係る事業者選定の情報公開基準について

1 趣旨

この基準は、「以下の委託事業」（以下「本件」という。）の実施に当たり、プロポーザル方式による事業者選定等情報に係る情報公開の基準として、必要事項を定めるものです。

① 児童発達支援センター事業業務委託	② 医療的ケア児等支援事業業務委託
③ こども発達支援事業委託	④ 生活介護事業業務委託

なお、この基準は、本件の事業者選定に応募する団体・法人（以下「提案者」という。）に対して事前に周知するものです。応募する場合は、海老名市情報公開条例（以下「条例」という。）及び本基準の内容を了解の上応募することを条件とします。

2 情報公開対象文書及び基準

○：全部公開、△：一部公開、×：非公開

情報公開対象文書（例示）			選定業者 特定後	契約締結 前	契約締結後
提 案	事業提案に関する書類	参加意向申出書	×	×	△
		提出等意思確認書	×	×	△
		調査書、質疑書	×	×	△
		企画提案書	×	×	△
		非公開としたい情報 届出書	×	×	△
		収支計画書	×	×	△
		見積書	×	×	△
	法人に関する書類	会社概要説明書	×	×	△
		参加資格確認事項 申告書	×	×	△
		業務実績書	×	×	△
		労働分野に関する質 問回答書	×	×	△
選 定	評価結果		裏面参照	△	○
	選定委員会	委員名簿	○	○	○
		議事内容の記録	×	×	△

「△：一部公開」について

条例第7条各号に規定する非公開情報を除く公開をいう。なお、同条第1号及び第2号については、適用の考え方を例示する。

※前提として、行政文書は公開が原則であるので、留意すること。

規定	概要	適用基準（例）
第1号	個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	原則非公開情報とする。 例：氏名、顔写真、役職等
第2号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。	法人等の権利利益の内容、性質等に応じ、必要性を考慮して非公開情報とするかを判断する。 なお、この「おそれ」の判断に当たっては、当該法人等の意見を参考とするが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められない場合は非公開情報とはならないので、留意すること。
<<第2号の適用に関する基準について>> 次のすべてに該当する情報は、第三者意見照会の内容に関わらず、非公開情報と取り扱う。 ① 本件の評価基準の評価項目（総論的な評価項目は除く）に該当すること。 ② 公開請求時において、当該情報の作成者以外のものにとって既知の情報でないこと。 なお、本市業務等で実施している内容は、既知の情報と取り扱うものとする。 ③ 当該情報の作成者が本件以外の業務において提案可能と考えられる、具体的な実施方法であること。前提となる考え方や法令等解釈などについては、一般事項と取り扱い、原則として非公開情報に含まない。		

「評価結果」について

契約締結前においては選定業者を特定した後に、選定業者が特定できない形で公開できるものとする。

提案者の評価結果については自己の評価結果に限り、特定後に情報提供をすることができる。

「選定委員会の委員名簿」について

選定業者特定後に公開できるものとする。

3 ホームページ上の公表

選定業者特定後、次の事項を市のホームページに掲載し、掲載期間終了後も公開の対象とする。

- ① 業務名
- ② 業務概要
- ③ 提案者の名称(契約締結後においては、特定者及び特定者以外の提案者の名称)
- ④ 所管課の名称
- ⑤ その他必要事項

4 この基準によらない場合

この基準に定めのない事項及び特別な事情によりこの基準によらない場合は条例その他関係法令等に基づき、市が取扱いを決定する。